

被扶養者の認定・取消等に伴う提出書類

1 被扶養者の認定に係る提出書類

区分・ 認定対象者 提出書類	県費職員で扶養手当あり		県費職員で扶養手当申請中・扶養手当なし、県費以外の職員				
	子	子以外	配偶者	子		父母・孫・ 祖父母・ 兄弟姉妹	左記以外の者 (組合員との同一世帯要件のある三親等内の親族)
				18歳未満	18歳以上		
被扶養者申告書(認定) (様式集P2-1)	○	○	○	○	○	○	○
認定すべき年月日がわかるもの (出生による認定の場合は提出不要) ※1	○	○	○	○	○	○	○
戸籍の謄本又は抄本 (組合員との続柄が確認できるもの)			○	○	○	○	○
関係者の収入がわかるもの ※2		○	○	○	○	○	○
雇用保険受給資格者証の写し (受給資格者のみ、ハローワーク手続後に提出)	○	○	○	○	○	○	○
扶養事情申立書 (様式集P7) ※3		○			○ 学生は 在学証明書可	○	○
送金に関する申立書 (様式集P6) (別居の場合) ※4						○ 通帳の写し を添付	
住民票 ※5	△ 海外居住者のみ		○	○	○	○	○
国民年金第3号被保険者関係届 (20歳以上60歳未満の配偶者) (様式集P11)			○*				

*短期組合員の被扶養配偶者に係る国民年金第3号届の提出先は以下のとおり
 県費職員で小・中学校勤務者は県教委義務教育課に提出。
 県立学校勤務者は、一旦、共済組合に提出。(共済組合が医療保険者欄を記載し、所属所に返付)
 市費職員は各市の給与担当課に確認のこと。

- 状況に応じて、上記以外にも、扶養事実を証する書類を提出していただく場合があります。
- 被扶養者申告書(認定)は、認定すべき事実が生じた日から30日以内に届出をしてください。30日を経過している場合、所属所長が当該申告書を受理した日が認定となります。
- 令和8年4月から配偶者の扶養手当が廃止されることに伴い、原則として、配偶者の認定に係る添付書類は省略できなくなります。

※1 認定すべき年月日がわかるもの

認定事由	提出書類の例	
子の出生	提出不要	
婚姻	戸籍の謄本又は抄本	
収入減	離職	退職辞令の写し・雇用保険被保険者離職票の写し・健康保険資格喪失証明書
	雇用形態の変更	雇用契約書の写し
	パート・アルバイト収入	給与支払証明書・月々の給与支給明細書の写し(支給額と支払日がわかるもの)
	事業所得・農業所得等	確定申告書及び収支内訳書の写し
	失業給付受給終了	雇用保険受給資格者証の写し(受給終了の印字があるもの)

※2 関係者の収入がわかるもの

認定対象者	関係者	提出書類の例
配偶者	配偶者	関係者全員の所得証明書(15歳未満の子等は省略可) 認定対象者の ・雇用契約書の写し
子	子、組合員及び配偶者	・給与支払見込証明書、給与支給明細書の写し ・確定申告書・収支内訳書の写し
父母	組合員世帯全員 及び 父母世帯全員	・年金額決定(改定)通知書の写し ・個人年金・財形年金の決定通知書の写し ・雇用保険の基本手当等の受給状況がわかる書類 等

※3 扶養事情申立書

組合員が扶養しなければならない事情等を詳しく記入してください。
 在学証明書に代える場合は、認定年度の4月以降に証明されたものを提出してください。

※4 送金に関する申立書

送金方法は、金融機関への振込を原則とし、通帳の写し等を添付してください。
 やむを得ない事情で振込による送金ができない場合は、その理由を記載してください。

※5 住民票

国内居住者要件を満たしているかや、同居・別居の状況等を確認するために提出していただきます。
 国内居住要件については、住民票を国内に有していない方でも、以下の例外に該当する場合は、被扶養者として認められる場合がありますので、各事由に応じた書類を提出してください。

例外該当事由		添付書類
①	外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②	外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する住居証明書等の写し
③	観光・保養又はボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④	組合員が外国に赴任している間に、当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤	①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して、日本国内に生活の基礎があると認められる者	共済組合にお問い合わせください。

2 被扶養者の取消に係る提出書類

提出書類	備 考
被扶養者申告書(取消)(様式集P2-2)	
資格確認書 ※ 所持者のみ	その他、高齢受給者証、限度額適用認定証等、交付されているもの全てを返納。資格情報のお知らせは返納不要。
取消すべき年月日がわかるもの	就 職：就職日がわかるもの(資格確認書・資格情報のお知らせ・辞令等の写し)。内定通知書は不可。 収入超過：給与支払証明書(支給額と支払日がわかるもの)、給与支給明細書(過去4か月分)の写し、年金決定(改定)通知書の写し、確定申告書・収支内訳書の写し、雇用保険受給資格者証の写し 等 そ の 他：戸籍抄本、住民票等、取消理由及び取消年月日がわかるもの
国民年金第3号被保険者関係届(20歳以上60歳未満の配偶者)(様式集P11)	就職や勤務形態変更により、職場の健康保険・厚生年金に加入する場合は、提出不要。 短期組合員の被扶養配偶者に係る届書の提出先は、認定の場合と同じ。

3 被扶養者の住所変更に伴う提出書類

提出書類	備 考
記載事項等変更申告書(様式集P9)	組合員と同居している被扶養者は届出不要。(組合員の住所に連動して更新)
国民年金第3号被保険者住所変更届(20歳以上60歳未満の配偶者)(様式集P11-2)	国内に住民票を有し、住民票の住所変更手続が済んでいる場合は、 原則として届出不要 。 住民票以外の住所を書類の送付先として登録している場合は届出が必要。